

第

4637
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 12月 21日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

法人事業概況説明書

Q：法人税の申告書を提出する際に法人事業概況説明書なるものを提出しなければならないようですが、これは提出しなければならないものなのですか？

A：罰則規定はありませんが、法定文書なので、提出しなければなりません。

【解説】

法人事業概況説明書とは、法人の事業内容をはじめ、事業規模や資産内容、海外取引状況、パソコンの利用状況、月別売上げ状況や給与の支給金額など、申告書だけではわからない会社情報を記入するようになっているのです。

ここに記載されたデータは税務署でコンピュータに入力され、管理・分析されることとなります。

この法人事業概況説明書は、法人の申告書と一緒に送られてきますので、申告書の一種と思われるかもしれませんが、この法人事業概況説明書は法定文書となっていますので、申告書ではありませんが提出しなければならないこととなっています。

提出しなくても直接の罰則規定はありませんが、提出しないと、まず督促状が届き、それでも提出しないと電話での督促があり、それでも提出がないとブラックリストに載せられて調査に入られることもあるようです。

